

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示書類)

2020年4月30日

マックスバリュ九州株式会社

2020年4月30日

吸収合併に関する事前開示書類

福岡市博多区大井二丁目3-1
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 佐々木 勉

マックスバリュ九州株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2020年4月10日付で、2020年9月1日を効力発生日として、イオン九州株式会社（以下、「イオン九州」といいます。）との間で、イオン九州を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約を締結しました。

本合併に関する事前開示事項（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条）は次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）
別紙1に記載のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
別紙2に記載のとおりです。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）
別紙3に記載のとおりです。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
別紙1の吸収合併契約書、第3条に記載のとおりです。
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
 - （1）吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第1号）
 - ①最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙4をご参照ください。
 - ②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
 - （2）吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第184条第6項第2号）
最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

イオン九州の2020年2月29日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ98,911百万円及び84,763百万円です。また、当社の2020年2月29日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ41,261百万円及び25,956百万円です。それぞれの会社について、上記時点から現在に至るまで、その資産の額及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本合併の効力発生日までにそのような事象が発生することも想定されていません。

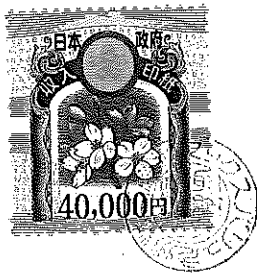
したがって、本合併の効力発生日以後のイオン九州の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。さらに、本合併の効力発生日以後のイオン九州の収益及びキャッシュフローの状況について、イオン九州の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測しておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、イオン九州の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

【別紙 1】

吸収合併契約書



吸収合併契約書

イオン九州株式会社（以下「甲」という。）及びマックスバリュ九州株式会社（以下「乙」という。）は、2020年4月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収合併の当事者）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
 (商号) イオン九州株式会社
 (住所) 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
 - (2) 吸収合併消滅会社
 (商号) マックスバリュ九州株式会社
 (住所) 福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号

第2条（本吸収合併に際して交付する対価等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に1.5を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.5株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前2項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株主の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令に基づき処理するものとする。

第3条（本吸収合併に際して交付する新株予約権）

1. 甲は、本吸収合併に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑧までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

第1欄				第2欄	
	名称	内容	新株予約権の 残存数（個）	名称	内容
①	マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権	別紙①－1 記載	57個	イオン九州株式会社 第14回新株予約権	別紙①－2 記載

第1欄				第2欄	
	名称	内容	新株予約権の 残存数(個)	名称	内容
②	マックスバリュ九州株式会社第2回新株予約権	別紙②-1 記載	30個	イオン九州株式会社 第15回新株予約権	別紙②-2 記載
③	マックスバリュ九州株式会社第3回新株予約権	別紙③-1 記載	30個	イオン九州株式会社 第16回新株予約権	別紙③-2 記載
④	マックスバリュ九州株式会社第4回新株予約権	別紙④-1 記載	74個	イオン九州株式会社 第17回新株予約権	別紙④-2 記載
⑤	マックスバリュ九州株式会社第5回新株予約権	別紙⑤-1 記載	23個	イオン九州株式会社 第18回新株予約権	別紙⑤-2 記載
⑥	マックスバリュ九州株式会社第6回新株予約権	別紙⑥-1 記載	57個	イオン九州株式会社 第19回新株予約権	別紙⑥-2 記載
⑦	マックスバリュ九州株式会社第7回新株予約権	別紙⑦-1 記載	109個	イオン九州株式会社 第20回新株予約権	別紙⑦-2 記載
⑧	マックスバリュ九州株式会社第8回新株予約権	別紙⑧-1 記載	109個	イオン九州株式会社 第21回新株予約権	別紙⑧-2 記載

(注)「新株予約権の残存数」欄には2020年4月10日現在の個数を記載している。なお、本吸収合併の効力発生日より前に、本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合にはそれに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったときは、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめその番号は欠番とする。

2. 甲は、本吸収合併に際して、基準時における前項の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から⑧までの第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第4条(甲の資本金及び準備金の額)

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第5条(効力発生日)

本吸収合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2020年9月1日とする。ただし、本吸収合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
2. 前項にかかわらず、甲は、2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 第1項にかかわらず、乙は以下の各号の剰余金の配当を行うことができるものとし、乙において効力発生日の前に当該剰余金の配当の決議がなされた場合は、甲は、本吸収合併により乙の当該配当金の支払い義務を引き継ぐものとする。
 - (1)2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うこと
 - (2)2020年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うこと

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

第9条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（停止条件）

本吸収合併は、第5条の定めにかかわらず、2020年4月10日付けで甲及びイオンストア九州株式会社（以下「丙」という。）の間で締結された吸収合併契約に基づく、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併が効力を生ずることを停止条件として効力を生ずるものとする。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条に定める甲又は乙の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2020年4月10日

甲：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 1 1 号

イオン九州株式会社

代表取締役社長 柴田 祐司



乙：福岡県福岡市博多区大井二丁目 3 番 1 号

マックスバリュ九州株式会社

代表取締役社長 佐々木 勉



マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の名称
マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
- (2) 新株予約権の総数
217 個を上限とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行される当社普通株式は 21,700 株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- (4) 新株予約権の発行価額
割当日における会計上の公正な評価額で発行する。
- (5) 新株予約権の払込金額
新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$
- (7) 新株予約権を行使できる期間
2013 年 6 月 10 日から 2028 年 6 月 9 日までとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
 - ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2012年5月11日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（10人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2013年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第14回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2028年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限り、なお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消却事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる。)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第2回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

217 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 21,700 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2014年6月10日から 2029年6月9日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2013年5月14日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（10人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2014年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第15回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2029年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消却事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記 5.①（ア）から（ウ）までに定める退任・退職の日から 5 年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- （ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- （イ）禁固以上の刑に処せられた場合
- （ウ）当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- （エ）8. に定める権利承継者が死亡した場合
- （オ）新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内 1 名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は 1 株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の 2 分の 1（1 円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第3回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

194 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 19,400 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2015 年6月10日から2030年6月9日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2014年5月23日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（9人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2015年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第16回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2030年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限り、なお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消却事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記 5.① (ア) から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合
- (エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
- 10.新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる。)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
- 11.その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第4回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

183 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 18,300 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2016 年6月10日から2031年6月9日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して

行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2015年5月22日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（8人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2016年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第17回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2031年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限り、なお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消却事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①（ア）から（ウ）までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- （ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- （イ）禁固以上の刑に処せられた場合
- （ウ）当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- （エ）8. に定める権利承継者が死亡した場合
- （オ）新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第5回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

98 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 9,800 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝ 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 ＝ 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2017 年 6 月 10 日から 2032 年 6 月 9 日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して

行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2016年5月20日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（3人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2017年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第18回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2032年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消却事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる。)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第6回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

109,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は2,100株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は10,900株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×1÷分割（または併合）の比率

(7) 新株予約権を行使できる期間

2018年6月10日から2033年6月9日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して

行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12) 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14) 新株予約権の対象者及びその人数

2017年5月19日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（4人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15) 新株予約権の割当日

2018年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第19回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第19回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2033年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア） 当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。

（イ） 当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ） 合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる。)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第 7 回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第 7 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

(2) 新株予約権の総数

109 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 10,900 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1 円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権 1 個当たり 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割 (または併合) の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2019 年 6 月 10 日から 2034 年 6 月 9 日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から 5 年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して

行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2018年5月17日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（4人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2019年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第20回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第20回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2034年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消却事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①（ア）から（ウ）までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- （ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- （イ）禁固以上の刑に処せられた場合
- （ウ）当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- （エ）8. に定める権利承継者が死亡した場合
- （オ）新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

別紙⑧－１

マックスバリュ九州株式会社第 8 回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第 8 回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

86 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の 1 個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 8,600 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1 円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権 1 個当たり 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2020 年 6 月 10 日から 2035 年 6 月 9 日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から 5 年以内に限りて権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2019年5月24日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（3人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2020年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第21回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第21回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2035年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

【別紙 2】

合併対価の相当性にかかわる事項

対価の相当性に関する事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

会社名	イオン九州 (吸収合併存続会社)	MV九州 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	1	1.5

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

イオン九州は、MV九州の普通株式（以下「MV九州株式」といいます。）1株に対して、イオン九州の普通株式（以下「イオン九州株式」といいます。）1.5株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するイオン九州株式数

イオン九州は、本合併によりイオン九州株式を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定であります。イオン九州は、本合併に際して、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）のMV九州の株主名簿に記載又は記録されたMV九州の株主（ただし、イオン九州及びMV九州を除きます。）に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数のイオン九州株式を割当て交付する予定です。したがって、MV九州の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、MV九州の2020年8月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、イオン九州が交付する株式数が変動することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、イオン九州の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるMV九州の株主の皆様におかれましては、イオン九州株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びイオン九州の定款の規定に基づき、イオン九州の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオン九州に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数のイオン九州株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、イオン九州の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオン九州に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、イオン九州株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるMV九州の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、イオン九州が、MV九州株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

(2) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

MV九州の発行している各新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであることを踏まえ、イオン九州は、本合併に際して、実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整したイオン九州の株式報酬型ストックオプションである新株予約権を、基準時におけるMV九州の各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するMV九州の新株予約権1個につき、本合併に際して発行されるイオン九州の新株予約権1個の割合をもって交付する予定です。

なお、MV九州は新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 剰余金の配当

イオン九州及びMV九州は、本合併契約において、イオン九州が2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができること、MV九州が2020年2月29日及び2020年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、それぞれ1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うことができることを合意しております。また、イオン九州及びMV九州は、MV九州において効力発生日の前に上記に係る剰余金の配当の決議がなされた場合、イオン九州は、本合併によりMV九州の当該配当金の支払い義務を引き継ぐこと、及び上記に記載のものを除き、本合併の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない旨を本合併契約において合意しております。

(4) 本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

下記エ.「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、イオン九州はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、MV九州は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンス（以下「アーク・フィナンシャル」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、2018年10月10日付の本基本合意書締結以降、本格的な検討を開始いたしました。

イオン九州及びMV九州は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重

ねてまいりました。また、協議継続のお知らせの通り、本経営統合を円滑に実行し企業価値の最大化を図るために統合スキームの精査と具体的な統合効果について慎重に協議を進めてまいりました。

イオン九州においては、下記オ.「利益相反を回避するための措置」の①「イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、MV九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である久留百合子氏、並びにMV九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏から2020年4月10日付で受領した本合併を含む本経営統合の目的の正当性、イオン九州の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併を含む本経営統合に関するイオン九州の決定がイオン九州の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことに加え、イオン九州の第三者算定機関であるSMB C日興証券による合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、MV九州と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

具体的には本合併における合併比率については、イオン九州の第三者算定機関であるSMB C日興証券による合併比率の算定結果のうち、株式市場における客観的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているDCF法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、DCF法による算定結果のレンジの下限付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加え、本経営統合の実施に伴うシナジーの極大化により、中長期的にイオン九州を含む統合会社全体の企業価値の向上によりイオン九州の少数株主においてもその利益を享受できることから、イオン九州の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

MV九州においては、下記オ.「利益相反を回避するための措置」の③「MV九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン九州及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外取締役であり、かつ独立役員である青木孝一氏及び林田スマ氏、並びにイオン九州及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外監査役であり、かつ独立役員である古賀和孝氏から2020年4月10日付で受領した本合併の目的の正当性、MV九州の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV九州の決定がMV九州の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことに加え、MV九州の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、イオン九州と複数回にわたり慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

本合併における合併比率については、MV九州の第三者算定機関であるアーク・フィナン

シャルによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における最も客観的な指標である市場株価法と、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているDCF法による算定結果のいずれも考慮し、検討を致しました。

市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、DCF法による算定結果のレンジを下回っておりますが、算定結果の全体のレンジの範囲内であり、本経営統合の実施に伴うシナジーの極大化により、中長期的にMV九州を含む統合会社全体の企業価値の向上によりMV九州の少数株主においてもその利益を享受できることから、MV九州の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

このように、イオン九州及びMV九州は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2020年4月10日に開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

イ. 算定に関する事項

①算定機関の名称及び各社との関係

イオン九州の第三者算定機関であるSMB C日興証券は、イオン九州、MV九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

また、MV九州の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルは、イオン九州、MV九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

②算定の概要

イオン九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、SMB C日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

SMB C日興証券の各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

イオン九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

イオン九州株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
イオン九州	MV九州	
市場株価法	市場株価法	1.02～1.12
D C F 法	D C F 法	1.49～4.02

なお、市場株価法については、2020年4月9日を算定基準日として、イオン九州株式及びMV九州株式それぞれの東京証券取引所市場における算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

D C F 法では、イオン九州については、イオン九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン九州の財務予測に基づき、イオン九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV九州については、MV九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV九州の財務予測に基づき、MV九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、イオン九州については、割引率を5.13%～6.27%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。一方、MV九州については、割引率を6.45%～7.89%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。それらの結果を基に本合併の合併比率のレンジを1.49～4.02として算定しております。

S M B C 日興証券は、合併比率の算定に際して、イオン九州及びMV九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、イオン九州及びMV九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。S M B C 日興証券の合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、イオン九州及びMV九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、イオン九州及びMV九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、新型コロナウイルスの影響については、その影響額を合理的に見込むことが困難であるため当該財務予測には反映されております。

なお、S M B C 日興証券による合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

S M B C 日興証券がD C F 法による算定の前提としたイオン九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2020年2月期においては、店舗オペレーションコストをはじめとする販売費及び一般管理費の減少に努めることで、営業利益の大幅な増加を見込んでおります。2021年2月期にお

いては、新規出店による営業収益の増加で営業利益の大幅な増加を見込んでおります。

また、MV九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていません。

他方、MV九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アーク・フィナンシャルを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

アーク・フィナンシャルの各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

イオン九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

イオン九州株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
イオン九州	MV九州	
市場株価法	市場株価法	1.015～1.123
DCF法	DCF法	1.625～2.640

なお、市場株価法については、2020年4月9日を算定基準日として、イオン九州株式及びMV九州株式それぞれの東京証券取引所市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、イオン九州については、イオン九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン九州の財務予測に基づき、イオン九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測し、MV九州については、MV九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV九州の財務予測に基づき、MV九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測したうえで、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、イオン九州については、割引率を4.39%～4.89%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。一方、MV九州については、割引率を5.02%～5.52%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。その結果を基に本合併の合併比率のレンジを1.625～2.640として算定しております。

アーク・フィナンシャルは、合併比率の算定に際して、イオン九州及びMV九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ

完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、イオン九州及びMV九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アーク・フィナンシャルの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、イオン九州及びMV九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、イオン九州及びMV九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、新型コロナウイルスの影響については、その影響額を合理的に見込むことが困難であるため当該財務予測には反映されております。

なお、アーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

アーク・フィナンシャルがDCF法による算定の前提としたイオン九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2021年2月期においては、売上総利益率の改善による売上総利益及び営業総利益の増加に加え、新規出店による営業収入の増加で営業利益の大幅増加を見込んでおります。

また、MV九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていません。

ウ. 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併により、MV九州株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2020年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2020年8月27日）となる予定です。上場廃止後は、MV九州株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、MV九州の株主さまに対しては、上記（1）「本合併に係る割当ての内容」に記載のとおり、イオン九州株式が割当てられます。MV九州株式が上場廃止となった後も、本合併の対価として交付されるイオン九州株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の保有数に応じて一部の株主さまにおいて単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については、引き続き金融商品取引所市場において取引可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

本合併により、イオン九州の単元未満株式を保有することとなる株主さまにおいては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、株主さまのご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記（1）「本合併に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、1株に満たない端数の処理の詳細について、上記（1）「本合併に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、MV九州の株主さまは、最終売買日である2020年8月27日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するMV九州株式を従来どおり取引することができるほ

か、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

エ. 公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンがイオン九州及びMV九州それぞれの親会社であることから、本合併はイオン九州、MV九州それぞれにとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

イオン九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、S M B C日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ.「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、イオン九州は、S M B C日興証券から本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

MV九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アーク・フィナンシャルを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ.「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、MV九州は、アーク・フィナンシャルから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

オ. 利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンがイオン九州及びMV九州それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

①イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

イオン九州の取締役会は、本合併がイオン九州の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、MV九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外取締役であり、かつ独立役員である久留百合子氏、並びにMV九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏に対し、本合併を含む本経営統合を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併を含む本経営統合の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併を含む本経営統合の手の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併を含む本経営統合がイオン九州の少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

久留百合子氏及び阪口彰洋氏の2名は、2018年2月上旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。かかる経緯のもと、S M B C日興証券が作成した合併比率算定書の算定結果及びその他の本合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併を含む本経営統合に関して慎重に検討した結果、本合併を含む本経営統合は、イオン九州の企業価値向上に資するものであり、本合併を含む本経営統合の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定され

た妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併を含む本経営統合に係る手続は公正なものであると認められることなどから、本合併を含む本経営統合はイオン九州の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付でイオン九州の取締役会に提出しております。

なお、久留百合子氏及び阪口彰洋氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

②イオン九州における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

イオン九州の取締役のうち、イオンの相談役を兼任している森美樹氏、イオンの執行役を兼任している岡崎双一氏、イオン子会社の代表取締役を兼任している平松弘基氏、並びにイオン子会社の取締役を兼任している伊藤文博氏及び川口高弘氏は、イオン又はイオン子会社の立場で本合併の協議及び交渉に関与しておらず、特別利害関係を有するものとも考えられないことから、取締役会の定足数を確実に満たすため、2020年4月10日開催のイオン九州の取締役会における本合併に関する議案の審議及び決議に参加しております。

ただし、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、イオン九州の取締役8名のうち、上記5名を除く3名の取締役により、本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決したうえで、その後に森美樹氏、岡崎双一氏、平松弘基氏、伊藤文博氏及び川口高弘氏を含む8名の取締役によりあらためて本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決しております。

また、イオン九州の監査役4名のうち原伸明氏、笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。イオンの従業員を兼務している原伸明氏、並びにイオン子会社の監査役を兼務している笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記イオン九州の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

③MV九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

MV九州の取締役会は、本合併がMV九州の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン九州及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外取締役であり、かつ、独立役員である青木孝一氏及び林田スマ氏、並びにイオン九州及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外監査役であり、かつ独立役員である古賀和孝氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併がMV九州の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

青木孝一氏、林田スマ氏及び古賀和孝氏の3名は、2018年2月上旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。

かかる経緯のもと、アーク・フィナンシャルが作成した合併比率算定書の算定結果及びその他の本合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、本合併は、MV九州の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであることなどから、本合併はMV九州の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付でMV九州の取締役会に提出しております。

なお、青木孝一氏、林田スマ氏及び古賀和孝氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

④MV九州における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2020年4月10日開催のMV九州の取締役会では、MV九州の取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。また、監査役3名のうち古賀和孝氏が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当該取締役会においては、MV九州の監査役のうち、過去イオン九州の取締役であった宮崎雅典氏及びイオン子会社の監査役を兼務している久家基裕氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV九州の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

【別紙 3】

合併対価について参考となるべき事項

1. 吸収合併存続会社の定款の内容

イオン九州の定款は、次ページ以降をご参照ください。

2. 対価の換価の方法に関する事項

(1) 対価を取引する市場

イオン九州の普通株式は、東京証券取引所ジャスダック市場において取引されております。

(2) 対価の取引の媒介、取り次ぎ、代理を行う者

イオン九州の普通株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次等が行われております。

(3) 対価の譲渡その他の処分に関する制限

該当事項はありません。

3. 対価の市場価格に関する事項

対価であるイオン九州株式について、過去 6 か月間の市場価格の推移は以下の通りです。

(単位：円)

月別	2019 年 10 月	11 月	12 月	2020 年 1 月	2 月	3 月
最高	2,020	2,029	2,060	2,092	2,065	2,100
最低	1,965	2,006	2,005	2,008	1,753	1,529

なお、その他詳細な情報については、東京証券取引所が以下の URL において開示する株価情報及びチャート表示により市場価格及びその推移がご覧いただけます。

<http://www.jpx.co.jp/>

4. イオン九州の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

イオン九州は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

定 款

イオン九州株式会社

イオン九州株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、イオン九州株式会社と称し、英文ではAEON KYUSHU CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 衣料品、食料品、家庭用雑貨、家庭用電気製品、家具製品、化粧品、室内装飾品、神仏具、建築金物、建材、木材、度量衡器、温水器、浴槽、トイレ器具、洗面器具の小売ならびに卸売および輸出入
2. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき
3. 酒類の小売、卸売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
5. 自動車、自転車、ヨット、モーターボート、建設重機、農業重機およびこれらの部品附属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
6. 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の記録媒体の製作、販売、輸出入および賃貸
7. 絵画その他美術品、スポーツ用具、医療機器、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
8. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
9. カタログによる通信販売業
10. 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
11. コンピュータシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
12. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
13. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
14. 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊戯場、公衆浴場、スポーツ施設、文化教室および駐車場の経営
15. 保育所および託児所等の経営
16. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営
17. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
18. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
19. 自動車運送取扱業、貨物運送取扱事業、港湾運送取扱事業および倉庫業
20. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
21. 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
22. 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
23. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
24. 経営コンサルタント業
25. 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務
26. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介ならびにクレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
27. 損害保険代理業および生命保険募集業
28. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
29. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
30. 前各号に関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24百万株とする。

2. 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、基準日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長または代表取締役社長が招集し、議長となる。

2. 代表取締役会長および代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。ただし、代理人は当社の議決権を有する株主1名に限る。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当社を代表すべき取締役は取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会は取締役会長、取締役社長各々1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(顧問および相談役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第 25 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 26 条 当社の監査役は、3 名以上とする。

(監査役の選任)

第 27 条 監査役の選任は、株主総会においてこれを行う。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第 29 条 補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(社外監査役の責任限定契約)

第 34 条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度および決算期)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金配当の基準日)

第 37 条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。未払の配当金には、利息を付さないものとする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第 35 条の規定にかかわらず、第 41 期事業年度は 2012 年 2 月 21 日から 2013 年 2 月 28 日までとする。また、第 37 条第 2 項の規定にかかわらず、第 41 期事業年度の中間配当の基準日は、2012 年 8 月 20 日とする。本附則は、第 41 期事業年度経過後、これを削除する。

以上

〈制 定〉 1972 年 6 月 7 日
〈改 正〉 1975 年 4 月 1 8 日
 1983 年 1 1 月 2 1 日
 1989 年 9 月 2 1 日
 1994 年 5 月 9 日
 1996 年 2 月 6 日
 1996 年 4 月 2 6 日

〈改 正〉 1998 年 5 月 6 日
 1999 年 5 月 1 2 日
 2001 年 1 0 月 1 日
 2002 年 5 月 1 0 日
 2002 年 6 月 1 1 日
 2003 年 5 月 1 7 日
 2003 年 9 月 1 日

〈改 正〉 2004 年 5 月 1 1 日
 2006 年 5 月 9 日
 2009 年 5 月 8 日
 2010 年 5 月 7 日
 2012 年 5 月 1 0 日
 2013 年 5 月 2 1 日
 2016 年 5 月 2 4 日

本定款は、当会社の現行定款であります。
年 月 日

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

【別紙 4】

計算書類等に関する事項

事 業 報 告

事 業 年 度 自 2019 年 3 月 1 日
(第 48 期) 至 2020 年 2 月 29 日

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
イオン九州株式会社

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①業績全般の状況

当期（2019年3月1日～2020年2月29日）における九州経済は、賃金・雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が継続しているものの、記録的な大雨などの自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大など新たなリスクが発生し、先行きは依然として不透明感があり、また、小売業界においても、慢性的な人手不足、業種・業態を越えた新たな競争、消費税増税に伴う消費動向の変化や価格競争の激化が見込まれ、当社を取り巻く環境は、より一層不確実性を増しております。

そのような状況の中、当社は「九州でNo.1の信頼される企業」を目指し、中期3か年計画（2018年2月期～2020年2月期）に沿って、既存店の収益力の改善と新たな成長に向けたビジネスモデルの構築に取り組み、当期においては、消費税増税に伴うお客さまの需要、購買行動の変化への対応に重点的に取り組みました。前回増税時の反省から、消費税増税後、一時的な反動減が発生することを予め想定し、増税前は、ランドセルの早期承りや秋冬商材の早期展開、化粧品や家電などの高単価商材の販売体制を強化、増税後は、イオンカード・WAONカード会員さまへのポイント還元企画や「ブラックフライデー」「イオンのおトク満祭」など販促施策の拡大、「イオン九州本気の値下げ」等の販売施策の強化に取り組みました。その結果、下半期の既存店売上高は、前年同期比100.2%と伸長し、当初の想定を上回る推移となり、経費面においても、店舗運営の効率化を進め、当期の販売費及び一般管理費は、前年同期比99.1%となりました。

以上の結果、当期の経営成績として、売上高にその他営業収入を加えた営業収益は2,224億61百万円（前期比99.2%）、営業利益は6億25百万円（同1,227.0%）、経常利益は8億36百万円（同322.6%）、当期純利益は2億96百万円（同179.2%）となり、当初の予想を上回りました。

②セグメントの状況

<総合小売（GMS）事業>

主力のGMS事業では、衣食住・コト・サービスが集合した地域密着型のショッピングセンター（SC）を目指し、イオンモール福岡伊都（福岡市西区）、イオンショッパーズ福岡店（福岡市中央区）の大規模リニューアルを実施しました。両店舗ともに新たに導入した売場や専門店が、より幅広いお客さまからご支持をいただき、リニューアル後の売上高は、好調に推移しています。

衣料品では、従来の売場構成を見直し、カジュアル衣料と肌着をミックスした新たな売場「インナー&カジュアル」の構築に取り組みました。今期に導入した6店舗の売上高は、計画を上回る推移となっておりますので、今後も地域のお客さまのライフスタイルにフィットした衣料品売場の構築に向け、スピードを上げて導入を進めてまいります。

食料品では、重点目標である「客数の拡大」に向け、3月、6月、10月、12月に「イオン九州本気の値下げ」を実施、また、昨年1月に稼働を始めたプロセスセンターで独自に開発した和惣菜やレンジアップ商品の品揃えの拡大に取り組み、その結果、既存店の売上高は、前期比100.1%、客数は前期比100.3%と伸長しました。利益率の高い総菜部門が伸長したことに加えて、マックスバリュ九州株式会社との共同仕入れを拡大した効果により、売上総利益率も前期と比較して0.4%の改善となりました。

デジタル面での取り組みとして、「イオン九州公式アプリ」の会員拡大に向け、クーポン企画のリニューアルや新たな企画を追加した結果、期末時点でのダウンロード数は、約35万件（前期末は約22万件）を超える規模となりましたので、今後、マーケティングや店舗からの情報発信のツールとしても活用方法を拡大してまいります。

以上の結果、当期の総合小売事業の売上高は1,841億23百万円、前期に2店舗閉店した影響もあり、前期比は99.0%（既存店売上高前期比99.9%）となりました。なお、当期末の店

舗数は 50 店舗となっています。

＜ホームセンター（HC）事業＞

HC事業では、園芸用品・ペット用品・DIY（日曜大工）用品など「HCらしい」品群の強化に取り組みました。園芸用品では、天候に左右されない観葉植物や多肉植物の品揃えを拡大するとともに、お客さま参加型の寄せ植え講習会を開催、ペット用品では、「ペット用化粧水」などのお手入れ用品やアパレル関連商品の品揃えの拡充、DIY用品では、改装店舗を中心に作業衣料の品揃えの拡大、また、夏場の空調服など新たな商品の提案に取り組みました。これらの強化品群が好調に推移し、HC事業全体を牽引した結果、下半期の既存店売上高は、前年同期比 102.3%と伸長しました。

昨年3月に開始した「WIDE（ワイド）便」サービスは、地域のお客さまにご好評をいただき、下半期にサービスエリアを大分市内5店舗に拡大しております。「WIDE便」の売上高は、対象エリア拡大後も好調に推移しておりますので、今後もサービスの充実、対象エリアの拡大に取り組んでまいります。

「HCらしい」売場やサービスの下支えとして、社内勉強会や実演講習会を積極的に開催し、「DIYアドバイザー」や「ガーデニングマスター」等の専門知識・スキルを持つ人材の育成に努めた結果、期末時点での「DIYアドバイザー」は143名、「ガーデニングマスター」は49名となりました。

以上の結果、当期のHC事業の売上高は173億93百万円、前期に2店舗、期中に1店舗閉店した影響で前期比は97.3%（既存店売上高前期比100.5%）となりました。なお、当期末の店舗数は、33店舗となっています。

＜その他の事業＞

サイクル事業では、GMS店舗内のサイクル売場の自転車専門店「イオンバイク」業態への転換をすすめ、当期は新たに6店舗をオープンしました。「イオンバイク」では、キッズ、スポーツ、電動サイクルなど専門性の高い商品の拡充、話題商品「フリーパワー（電源不要のアシストギア）」を展開するとともに、「サイクルアドバイザー」等の専門知識を持つ人材の育成に努めた結果、売上高前期比は127.5%と大きく伸長しています。

戦略小型店事業では、新たな都市型店舗の実験として、「食卓をサポートする第二のキッチン」をコンセプトに焼きたてパンと出来立ての惣菜売場を併設した「ニコキッチン」を福岡市内に出店しました。

フランチャイズ（FC）事業では、FC事業の第1号として、昨年10月にスイーツ専門店「FOOD BOAT Cafe（フードボート カフェ）」をイオン二日市店内（福岡県筑紫野市）へ出店しました。

以上の結果、当期のその他事業の売上高は38億96百万円、売上高前期比は108.7%となりました。なお、当期末の店舗数は、33店舗となっています。

（2）設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は主として店舗の取得や既存店活性化のために実施し、投資総額は、42億54百万円（差入保証金を含む。）となりました。これらの投資に必要な資金は、自己資金及び借入金により充当いたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 2017 年 2 月期	第 46 期 2018 年 2 月期	第 47 期 2019 年 2 月期	第 48 期 2020 年 2 月期
営 業 収 益 (百万円)	236,410	232,076	224,354	222,461
営 業 利 益 (百万円)	779	874	50	625
経 常 利 益 (百万円)	947	1,377	259	836
当 期 純 利 益 (百万円)	408	101	165	296
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	21.72	5.40	8.80	15.76
総 資 産 (百万円)	98,659	96,376	102,926	98,911
純 資 産 (百万円)	14,277	14,070	14,045	14,147
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	758.64	747.19	745.49	750.51

(注) 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社は、2020 年 4 月 10 日付け「イオン九州株式会社、マックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社の合併契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、マックスバリュ九州株式会社（MV九州）及びイオンストア九州株式会社（A S九州）との経営統合を通じて、3 社が持つ強み及び経営資源を集中し、事業基盤をより強固なものへと変革させ、「全員経営」をスローガンとしてこれまで以上に九州に貢献できる「九州でNo.1 の信頼される企業」を目指してまいります。

- ① 食品分野～「食」に関するあらゆるニーズを満たす「フードソリューション企業」へ～
当社、MV九州、A S九州それぞれが持つ経営資源・ノウハウの共有化を推進するとともに、商品調達力の強化や物流機能の効率化によるシナジーの極大化に努めてまいります。

MV九州の知見を取り入れた店舗オペレーションの効率化による生産性の改善や、仕入力の強化により激化する競争環境に打ち勝つための価格訴求力の強化、物流やシステムをはじめとするインフラ投資の効率化を図ります。

- ② 非食品分野（衣料品・住居余暇商品）～「物販」「サービス」をはじめとする専門店の集合体へ～

投資領域をより専門性の高い商品群へ集中させ、品揃えの幅と深みを追及するとともに、物販以外のサービス分野にビジネスチャンスを広げ、収益力を高めてまいります。

物販及びサービスの提供を行うための接客力・販売力の強化にも努め、衣料品・住居余暇商品における専門性の強化を目指してまいります。

(5) 環境保全・社会貢献活動等の取り組み

2020年7月より「容器包装リサイクル法」の省令改正に伴い、レジ袋の有料化が義務付けられます。これに先立ち、当社ではCO₂削減と環境保全活動の促進を目的として、2020年4月から衣料品・住居余暇商品を含む全店の直営売場にて、レジ袋の有料化を実施しております。この取り組みは、お客さまよりご支持をいただき、2019年度の食料品売場でのレジ袋の辞退率は、76.9%となりました。なお、レジ袋をご希望されるお客さまには、環境負荷の小さいバイオマス素材のレジ袋を有料にてご提供し、有料レジ袋の収益金は、地域の環境保全に取り組む団体に全額寄付させていただきます。

2019年12月に開催された「第3回ジャパンSDGsアワード」の表彰式にて、「SDGs推進副本部長（内閣官房長官）」賞を受賞しました。この賞は、持続可能な開発目標（SDGs）達成に資する優れた取り組みを行っている企業・団体などを表彰するもので、当社と味の素株式会社九州事業所及び九州の農業団体・生産者協同で推進している「九州力作野菜・果物」プロジェクトに関して、すべての関係者が利益を享受でき、持続可能かつ拡大再生産が可能なビジネスモデルが評価されました。

「ご当地WAON」、「サッカー大好きWAON」の当期の寄付金額は、約27百万円となり、取り組み開始からの累計では約1億97百万円となりました。また、「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」では、当期にご投函いただいたレシート金額が約2億40百万円となりましたので、その1%に当たる品物を地域のボランティア団体等（1,107団体）に寄贈します。

当社及びマックスバリュ九州株式会社では、九州のお客さまとともに首里城の再建を応援する取り組みとして、九州のご当地WAON21券種による支援企画を2019年12月1日から同年12月31日まで実施し、期間中にご利用いただいた金額の0.1%相当額にあたる約359万円を一般財団法人「沖縄美ら島財団」へ贈呈しました。

当社は、環境配慮型商品の販売や廃棄物の削減など、環境への取り組みを行うとともに、働きやすい職場環境づくりに主眼を置いた健康経営に取り組んでいます。これらの継続的な取り組みが評価され、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）の「DBJ環境格付」では7年連続、「DBJ健康経営格付」では3年連続で最高ランクの格付を取得しました。また、2020年3月には、経済産業省と日本健康会議が認定する「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に3年連続で認定されました。

(6) 主要な事業内容

区 分		主 要 取 扱 商 品
総合小売事業	イオン	衣料品、靴、鞆、服飾雑貨、食料品、情報通信機器、化粧品、医薬品、日用雑貨、寝具、バス用品等のホームファッション、消耗品等
ホームセンター事業	ホームワイド、スーパーワイドマート	建材・木材、補修材、家庭用品・日用雑貨、ペット用品、園芸用品、食料品等
その他の事業	ワイドマートドラッグ&フード、イオンバイク、ニコキッチン、フードポートカフェ	食料品、医薬品、自転車関連商品等

(注) 併せて上記の店舗においてテナントの管理・運営や保育所及び託児所等の経営を行っております。

(7) 主要な営業所

本店及び営業店舗は次のとおりであります。

- ① 本店 福岡市博多区
② 営業店舗 117 店舗

区分 所在地	店 舗 名		
	総合小売事業	ホームセンター事業	その他の事業等
福 岡 県 (42 店舗)	A 甘木店・A 大木店 A 大野城店・A 岡垣店 A 大牟田店・A 小郡店 A 乙金店・A 香椎浜店 A 志摩店・A 筑紫野店 A 戸畑店・A 直方店 A 福岡店・A 福岡伊都店 A 福岡東店・A 福津店 A 穂波店・A 八幡東店 A 若松店 A ショッピング福岡店	HW 永犬丸店 HW 田主丸店 HW 和白店	WMD&F 那珂川店 WMD&F 和白東店 AB 甘木店・AB 大橋店 AB 小郡店・AB 香椎浜店 AB 黒崎店・AB 小倉貴船店 AB 笹丘店・AB 那の川店 AB 直方店・AB 筑紫野店 AB 福岡伊都店・AB 福岡店 AB 福津店 AB マリナタウン店 AB 吉塚店・NK 六本松店 FBC 二日市店
佐 賀 県 (6 店舗)	A 唐津店・A 江北店 A 佐賀店・A 佐賀大和店	HW 江北店 HW 佐賀大和店	—
長 崎 県 (11 店舗)	A 有家店・A 大村店 A 佐世保店・A 佐世保白岳店 A 大塔店・A 時津店 A 東長崎店	HW 早岐店・HW 深堀店 HW 溝陸店	AB 大村店
熊 本 県 (14 店舗)	A 天草店・A 宇城店 A 大津店・A 熊本店 A 錦店・A 八代店	HW 阿蘇店・HW 御船店	WMD&F 麻生田店 WMD&F 月出店 AB 熊本店・AB 熊本中央店 AB 新大江店 A 益城テクノ仮設団地店
大 分 県 (23 店舗)	A 三光店・A 高城店 A 挾間店・A 光吉店 A パークプレイス大分店	HW 臼杵店・HW 大在店 HW 杵築店・HW 佐伯南店 HW 高城店・HW 竹田店 HW 挾間店・HW 日出店 HW プラス賀来店 HW 豊後高田店 HW 戸次店・HW 三重店 HW 宮崎店・SWM 佐伯店	WMD&F 新町店 WMD&F 宗方店 WMD&F 森町店 AB 挾間店
宮 崎 県 (14 店舗)	A 多々良店・A 延岡店 A 日向店・A 都城店 A 宮崎店	HW 出北店・HW 西都店 HW 財光寺店 HW 高千穂店・HW 高鍋店 HW 日南店・HW 平和台店 HW プラス都城店	AB 宮崎店
鹿 児 島 県 (6 店舗)	A 始良店・A 鹿児島店 A 隼人国分店	—	AB 始良店・AB 鹿児島店 AB 隼人国分店
山 口 県 (1 店舗)	—	HW 新下関店	—
合 計 (117 店舗)	50 店舗	33 店舗	34 店舗

(注1) A:イオン、HW:ホームワイド、SWM:スーパーワイドマート、WMD&F:ワイドマートドラッグ
&フード、AB:イオンバイク、NK:ニコキッチン、FBC:フードボートカフェ

(注2) A 益城テクノ仮設団地店は、その他の事業に含まれておりません。

(8) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当 期 末	前期末比増減		
3,046 名 (6,816 名)	234 名 (△572 名) 増	46 歳 11 ヶ月	13 年 11 ヶ月

(注1) 従業員数についてはグループ会社からの出向者 87 名を含み、グループ会社等への出向者 408 名を含んでおりません。

(注2) コミュニティ社員（パートタイマー）は（ ）内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、1 日の勤務時間は 8 時間換算で計算しております。

(注3) 前期末に比べ従業員数が 234 名増加しております。主として社員区分の変更によるものです。コミュニティ社員が 572 名減少しておりますが、主として社員区分の変更と定年・中途退職等による減少です。

(9) 重要な親会社等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、その子会社を含めたイオングループで当社の議決権を 73.84% (13,872 千株) 保有しております。なお、同社の直接保有は 63.74% (11,975 千株) となっております。当社は、親会社から親会社の保有する商標等の知的財産権等の提供を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(イ) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等の商品取引条件については、仕入価格、代金決済方法等、業界の慣習等に則り、他社と同様の交渉の上取引を決定しております。

(ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
親会社等との取引については、その重要性に応じて取締役会に付議の要否を決定しており、社外取締役も含めた多面的な議論の上で、取締役会の決議において実施の可否を判断しております。

(ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はございません。

③ 子会社の状況

該当事項はございません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	5,233
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,520
株 式 会 社 肥 後 銀 行	2,430
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,955
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,880

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な企業の価値向上と利益配分のバランスの最適化を図ることを重要政策と位置づけ、株主の皆さまに利益配分させていただくことを基本方針としております。

配当金につきましては、中間配当は行っておりませんが、株主資本利益率の向上に努め、配当性向を勘案しつつ安定的な配当の実施に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、将来の事業発展に必要な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆さまにお応えしてまいります。

当社は「会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる」旨を定款第 36 条に定めております。

当期の配当につきましては、期末配当として 1 株当たり普通配当 10 円を実施させていただきます。

なお、配当のお支払いは 2020 年 4 月 27 日（月曜日）からとさせていただきます。

(12) その他会社の現況に関する重要事項

当社及びマックスバリュ九州株式会社は、2020 年 4 月 10 日開催のそれぞれの取締役会において、2020 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。また、当社及びイオンストア九州株式会社は、2020 年 4 月 10 日開催のそれぞれの取締役会において、2020 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、イオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- | | | |
|------------------|--------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000 株 | |
| (2) 発行済株式の総数 | 18,812,519 株 | (自己株式 3,452 株を含む) |
| (3) 単元株式数 | 100 株 | |
| (4) 当事業年度末の株主数 | 6,737 名 | |
| (5) 大株主（上位 10 名） | | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
イオン株式会社	11,975	63.67
イオン九州共栄会	517	2.74
イオン九州社員持株会	499	2.65
マックスバリュ西日本株式会社	480	2.55
株式会社コックス	360	1.91
九州電力株式会社	320	1.70
イオンフィナンシャルサービス株式会社	300	1.59
ミニストップ株式会社	296	1.57
株式会社西日本シティ銀行	245	1.30
株式会社大分銀行	214	1.14

(注) 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当期の末日における当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称 (発行日)	行使期間	新株予約 権の数	目的とな る株式の 数	保有者数	発行価額	行使価額
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年4月21日)	2010年5月21日から 2025年5月20日まで	7個	700株	1名	1株当たり 1,041円	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年4月21日)	2011年5月21日から 2026年5月20日まで	13個	1,300株	1名	1株当たり 1,285円	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年4月21日)	2012年5月21日から 2027年5月20日まで	7個	700株	1名	1株当たり 1,329円	1株当たり 1円
第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年5月10日)	2013年6月10日から 2028年6月9日まで	10個	1,000株	1名	1株当たり 1,522円	1株当たり 1円
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年5月10日)	2014年6月10日から 2029年6月9日まで	10個	1,000株	1名	1株当たり 1,520円	1株当たり 1円
第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2017年5月10日)	2017年6月10日から 2032年6月9日まで	27個	2,700株	3名	1株当たり 1,685円	1株当たり 1円
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2018年5月10日)	2018年6月10日から 2033年6月9日まで	34個	3,400株	4名	1株当たり 1,835円	1株当たり 1円
第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2019年5月10日)	2019年6月10日から 2034年6月9日まで	34個	3,400株	4名	1株当たり 1,862円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件（各回共通）

- ・新株予約権を割当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	森 美 樹	イオン(株)相談役 (株)ダイエー代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	柴 田 祐 司	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	伊 藤 文 博	営業本部長 イオンストア九州(株)取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	川 口 高 弘	食品商品本部長 イオンストア九州(株)取締役
取締役執行役員	長 崎 正 志	衣料・住居余暇商品本部長
取締役執行役員	平 松 弘 基	管理本部長（兼）企業倫理担当（兼） 健康経営推進責任者 イオンストア九州(株)代表取締役社長
取 締 役	岡 崎 双 一	イオン(株)代表執行役副社長 GMS事業担当（兼）国際事業担当 イオンリテール(株)取締役会長
取 締 役	久 留 百 合 子	(株)ビスネット代表取締役
常 勤 監 査 役	伊 藤 三 知 夫	マックスバリュ西日本(株)監査役 イオンストア九州(株)監査役
監 査 役	阪 口 彰 洋	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
監 査 役	原 伸 明	イオン(株)経理部長
監 査 役	笹 川 恭 広	イオン琉球(株)常勤監査役

- (注1) 取締役久留百合子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、常勤監査役伊藤三知夫氏及び監査役阪口彰洋、笹川恭広の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は久留百合子氏及び阪口彰洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
- (注2) 2019年5月17日開催の第47期定時株主総会において、岡崎双一氏が取締役に就任いたしました。
- (注3) 監査役原伸明氏は、イオン株式会社経理部長であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 取締役を兼務しない執行役員の状況

氏 名	担 当
奥 田 晴 彦	ディベロッパー事業本部長
川 村 泰 平	営業企画・デジタル本部長（兼）デジタル事業推進部長
野 上 尚 良	営業本部副本部長（兼）佐賀・長崎事業部長
松 永 青 史 郎	ディベロッパー事業副本部長（兼）リーシング部長
沓 沢 茂 弘	FC事業推進部長
工 藤 洋 子	人事教育部長
田 中 実	熊本・鹿児島事業部長
吉 田 圭 司	総務部長

(2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く。)	113	68	22	22	5
監査役(社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	3	3	—	—	1
社外監査役	18	18	—	—	3

(注1) 株主総会の決議により取締役報酬限度額(従業員兼務取締役の従業員分の報酬を除く。)は年額3億70百万円であり、監査役報酬限度額は年額30百万円であります。

(注2) 当事業年度末現在の取締役は8名、監査役4名、合計12名であります。

(注3) 社外役員が、当社の親会社から受けている役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	久留百合子	(株)ビスネット	代表取締役	—
社外監査役	伊藤三知夫	マックスバリュ西日本(株)	監査役	兄弟会社
		イオンストア九州(株)	監査役	兄弟会社
社外監査役	阪口彰洋	弁護士法人淀屋橋・山上 合同	弁護士	—
社外監査役	笹川恭広	イオン琉球(株)	常勤監査役	兄弟会社の 子会社

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	久留百合子	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、主に商品・サービス面における助言を消費者や経営者の視点から必要な提言を適宜行っております。
社外監査役	伊藤三知夫	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に経営管理及びリスクマネジメントの観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	阪口彰洋	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な知識、幅広い経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	笹川恭広	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に総務関連の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員の責任限定契約の概要

当社は、社外取締役久留百合子氏及び社外監査役阪口彰洋氏と、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、法令の定める額を限度とし、この限度を超える同氏の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)	親会社等の子会社等からの 役員報酬等 (百万円)
社外取締役	1	3	—
社外監査役	3	18	13

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の内容

区分	当事業年度		
	監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	非監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	報酬等の総額 (百万円)
当社	34	—	34

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査項目別時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績を確認し、当事業年度の監査計画にかかる監査時間及び要員計画から見積られた報酬額の算出根拠内容を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

【決議の内容の概要】

当社は、内部統制システムの基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しております。

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項等に基づき、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」（「内部統制システム」）構築の基本方針を定める。

当該株式会社における体制は次に掲げる体制とする。

【取締役会における決議事項】

（1）当該株式会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定する。
- ② コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置する。さらに、この内部統制システム委員会の組織の下に、「環境」関係の法令等に関してISO推進委員会、その他法令・自然災害等に関してコンプライアンス部会・リスクマネジメント部会・人事110番・業務プロセス部会をそれぞれ設置する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して全社をあげて組織的に対応する風土を醸成する。

（2）当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む）、保存を行う。
- ② 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③ 個人情報保護については、グループ個人情報安全管理規程及び個人情報保護規定を定めて対応する。

（3）当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底する。
- ② 当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事110番）を運用している。また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告される。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない。

(4) 当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については社内規定に従い、執行役員会の審議を経て、取締役会において決定する。
- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進める。

(5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) イオングループ各社の関係部門が定期的に担当会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。
- (ロ) 当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。
- (ハ) 親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。

【監査の実効性確保体制】

(1) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 監査役の業務を補佐する従業員は特に設けない。監査役は、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。
- ② 監査役がその業務を補助すべき従業員を必要とするときは、業務内容、期間などを決めて、適切な従業員を確保するように取締役又は取締役会に対して要請するものとする。
- ③ 監査役の補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。

(2) 前号の従業員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその業務を補助すべき従業員を選定した場合、その従業員の独立性を確保するため、監査役は補助従業員の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

(3) 当該監査役設置会社の監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員が、他部署の従業員を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(4) 次に掲げた体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

- ① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに従業員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
- ② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - (イ) 取締役及び従業員は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。
 - i. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実
 - ii. 当社の取締役及び従業員が法令又は定款に違反する行為で重大なもの
 - iii. 内部通報制度にもたらされた通報の内容
 - iv. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はそのおそれのあるもの
 - (ロ) 経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。

(5) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 通報者に不利益が及ばない通報窓口の仕組みにおける通報の状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- ② 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。

(6) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する。

(7) 当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進める。
- ② 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会、内部統制システム委員会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとする。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

【内部統制システムの運用状況】

(1) 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と取り組み

当社は、より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定し、当社の取締役、監査役及び従業員に浸透を図っております。また、コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置し、当事業年度におきましては、内部統制システム委員会を4回開催し、審議を行いました。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制と取り組み

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等の重要書類は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制と取り組み

当社は、災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底を図るとともに、店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、自主点検及び経営監査室による定例監査にて、管理レベルを評価するとともに、不備項目の改善を実施しております。また、当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事110番）を運用し、また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告を行い、前述の内部統制システム委員会においても定期的報告を実施致しております。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない体制を徹底致しております。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制と取り組み

当社は、取締役会規則等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を計19回開催したほか、所定の事項については、執行役員会を計23回開催し、審議致しました。また、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めることとしており、当事業年度においても、機構改革等に合わせ随時職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表の見直しを行い、適切な職務執行が行われる体制の整備に努めました。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の業務を補佐する従業員は特に設けておりませんが、監査役自らが、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

(6) 当社の監査役への報告に関する体制と取り組み

当社の取締役及び従業員は、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンスの状況及び内部通報の状況などについて、

取締役会、内部統制システム委員会等で監査役に対して定期的にかつ遅滞なく報告する体制をとっております。

(7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制と取り組み

当社では、通報者に不利益が及ばない通報窓口の仕組みにおける通報の状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告しており、内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通報する体制をとっております。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する体制をとっており、これを適切に運用しております。

(9) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制と取り組み

常勤監査役は、監査計画案及び監査予定の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性を確保しております。

当事業年度において、常勤監査役は、取締役会へ計 19 回出席、執行役員会へ計 22 回出席及び内部統制システム委員会へ計 3 回出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制を徹底しております。さらに、監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っております。

以上

(注 1) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

(注 2) 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

計 算 書 類

事業年度 自 2019 年 3 月 1 日
(第 48 期) 至 2020 年 2 月 29 日

貸 損 株 個	主	借 益 資 本 別	対 計 等 変 動 注	照 算 計 算 記	表 書 書 表
------------------	---	-----------------------	----------------------------	-----------------------	------------------

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
イオン九州株式会社

1. 貸 借 対 照 表

(2020 年 2 月 29 日現在)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	(29,818)	流 動 負 債	(58,052)
現金及び預金	3,150	支払手形	843
売掛金	1,606	電子記録債務	4,905
商品	20,119	買掛金	15,734
貯蔵品	119	短期借入金	4,203
前払費用	717	1年内返済予定の長期借入金	10,269
未収入金	3,473	リース債務	25
1年内回収予定の差入保証金	356	未払金	3,551
その他	276	未払費用	2,512
貸倒引当金	△0	未払法人税等	949
		未払消費税等	1,275
		前受金	72
		預り金	9,826
		賞与引当金	1,345
		役員業績報酬引当金	35
		設備関係支払手形	1,745
		その他	756
固 定 資 産	(69,093)		
(有形固定資産)	(56,064)		
建物	30,535	固 定 負 債	(26,710)
構築物	1,851	長期借入金	15,485
機械及び装置	51	リース債務	332
車両運搬具	1	長期預り保証金	9,047
工具、器具及び備品	3,051	資産除去債務	1,679
土地	20,295	その他	166
リース資産	202		
建設仮勘定	75		
		負 債 合 計	84,763
(無形固定資産)	(127)	(純資産の部)	
ソフトウェア	90	株 主 資 本	(14,135)
施設利用権	14	資本金	3,161
電話加入権	21	資本剰余金	9,209
		資本準備金	9,209
		利益剰余金	1,770
(投資その他の資産)	(12,901)	利益準備金	811
投資有価証券	80	その他利益剰余金	958
前払年金費用	172	固定資産圧縮積立金	177
長期前払費用	1,887	繰越利益剰余金	780
繰延税金資産	2,733	自己株式	△ 6
差入保証金	8,022	評価・換算差額等	(△18)
その他	3	その他有価証券評価差額金	△18
貸倒引当金	△0	新株予約権	(31)
		純 資 産 合 計	14,147
資 産 合 計	98,911	負債及び純資産合計	98,911

2. 損 益 計 算 書

〔 2019 年 3 月 1 日から
2020 年 2 月 29 日まで 〕

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		205,477
売上原価		147,357
売上総利益		58,120
その他の営業収入		16,983
営業総利益		75,104
販売費及び一般管理費		74,478
営業利益		625
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	28	
備品等受贈益	69	
テナント退店違約金受入	81	
受取保険金	78	
補助金収入	12	
差入保証金回収益	243	
その他	31	546
営業外費用		
支払利息	235	
その他	99	335
経常利益		836
特別利益		
固定資産売却益	1,434	
受取保険金	1,331	2,765
特別損失		
固定資産除売却損	65	
投資有価証券評価損	11	
減損損失	1,222	
店舗閉鎖損失	431	
災害による損失	963	2,695
税引前当期純利益		906
法人税、住民税及び事業税	849	
法人税等調整額	△238	610
当期純利益		296

3. 株主資本等変動計算書

〔 2019年3月1日から
2020年2月29日まで 〕

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	固定資産 圧縮 積立金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	3,159	9,208	811	196	653	1,661
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	1	1				
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 18	18	—
剰余金の配当					△ 188	△ 188
当期純利益					296	296
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1	1	—	△18	127	108
当期末残高	3,161	9,209	811	177	780	1,770

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	△ 5	14,023	△3	△3	25	14,045
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		3				3
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△ 188				△ 188
当期純利益		296				296
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	△15	△15	6	△9
当期変動額合計	△0	111	△15	△15	6	101
当期末残高	△6	14,135	△18	△18	31	14,147

個 別 注 記 表

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品・・・・・・・・・・売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・・・経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物

(営業店舗) 20年～30年

(建物附属設備) 3年～18年

構築物 3年～30年

機械及び装置 17年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び一部のコミュニティ社員（パートタイマー）に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金制度に係る年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとし、過去勤務費用は、その発生年度において一括処理することとしております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）の適用）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	200 百万円
土地	2,011
計	2,211

担保に係る債務

短期借入金	3,703 百万円
長期借入金	6,550
計	10,253

2. 有形固定資産の減価償却累計額 73,306 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	27 百万円
短期金銭債務	210

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入	5 百万円
営業費用	162

2. 減損損失 1,222 百万円

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	件数	金額（百万円）
店舗	建物等	福岡県	5	595
店舗	建物等	長崎県	2	15
店舗	建物等	熊本県	3	155
店舗	建物等	大分県	5	191
店舗	建物等	宮崎県	2	264
計			17	1,222

(2) 減損損失の内訳

種類	金額（百万円）
建物	748
その他	473
合計	1,222

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	普通株式	18,810,719 株	18,812,519 株
自己株式	普通株式	3,280 株	3,452 株

（注1）普通株式の発行済株式総数の増加 1,800 株は新株予約権の行使による増加であります。

（注2）普通株式の自己株式の株式数の増加 172 株は、単位未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年4月10日 取締役会	普通株式	188百万円	10円	2019年2月28日	2019年5月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年4月10日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	188百万円	10円	2020年2月29日	2020年4月27日

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当事業年度末株式数
第3回新株予約権	普通株式	700株
第4回新株予約権	普通株式	1,300株
第5回新株予約権	普通株式	700株
第6回新株予約権	普通株式	2,400株
第7回新株予約権	普通株式	2,400株
第10回新株予約権	普通株式	4,100株
第11回新株予約権	普通株式	4,100株
第12回新株予約権	普通株式	3,400株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払金	129 百万円
賞与引当金	410
商品	58
有形固定資産	3,903
無形固定資産	419
投資有価証券	18
長期前払費用	39
資産除去債務	512
その他	302
繰延税金資産小計	5,794
評価性引当額	△ 2,778
繰延税金資産合計	3,015

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	78 百万円
資産除去債務に対応する除却費用	151
前払年金費用	52
繰延税金負債合計	282
繰延税金資産純額	2,733

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.5 %
(調整)	
交際費等一時差異ではない項目	1.8
住民税均等割	17.6
評価性引当額の増減	16.8
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.3

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

リース取引開始日が2009年2月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	8,659	6,981	324	1,353

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	511 百万円
1年超	1,605
合計	2,117

リース資産減損勘定の残高 129

③ 当事業年度の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	600	百万円
リース資産減損勘定の取崩額	45	
減価償却費相当額	349	
支払利息相当額	109	

④ 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	3,241	百万円
1年超	14,297	
合計	17,538	

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融商品に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

売掛金、未収入金等の営業債権については、営業部門及び経理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金等は、主に1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引、設備投資に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
(1)現金及び預金	3,150	3,150	-
(2)売掛金	1,606	1,606	-
(3)未収入金	3,473	3,473	-
(4)投資有価証券 その他有価証券	76	76	-
(5)差入保証金 (1年内回収予定の差入保証金を含む)	8,378	8,484	105
負債			
(6)支払手形	843	843	-
(7)電子記録債務	4,905	4,905	-
(8)買掛金	15,734	15,734	-
(9)短期借入金	4,203	4,203	-
(10)リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	357	362	4
(11)未払金	3,551	3,551	-
(12)未払費用	2,512	2,512	-
(13)未払法人税等	949	949	-
(14)未払消費税等	1,275	1,275	-
(15)預り金	9,826	9,826	-
(16)設備関係支払手形	1,745	1,745	-
(17)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	25,755	25,801	45
(18)長期預り保証金 (1年内返済予定の預り保証金を含む)	9,052	9,113	60

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

(6)支払手形、(7)電子記録債務、(8)買掛金、(9)短期借入金、(11)未払金、(12)未払費用、(13)未払法人税等、(14)未払消費税等、(15)預り金、(16)設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)リース債務、(17)長期借入金

これらは、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(18)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額4百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は九州地方の主要都市を中心に賃貸用の商業施設(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)
22,798	26,007

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)の割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオンクレジットサービス(株)	—	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	118,303	未収入金 預り金	943 3,819
	イオントップバリュ(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	14,557	買掛金	1,858
	イオンリテール(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	12,310	買掛金	1,484
	イオンデイライト(株)	—	店舗の保守、修繕	有形固定資産の購入	1,002	設備未払金 設備支払手形	431 539

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 商品の仕入価格、代金決済方法等については、業界の慣習等を考慮し、交渉の上一般的な取引価格と同様に決定しております。
- (2) 有形固定資産の購入は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔退職給付会計に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	5,517 百万円
勤務費用	242
利息費用	33
数理計算上の差異の当期発生額	480
退職給付の支払額	△222
退職給付債務の期末残高	6,050

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,709 百万円
期待運用収益	132
数理計算上の差異の当期発生額	63
事業主からの拠出額	354
退職給付の支払額	△222
年金資産の期末残高	5,037

※「年金資産の期首残高」及び「退職給付の支払額」並びに「年金資産の期末残高」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,050 百万円
年金資産	△5,037
未積立退職給付債務	1,013
未認識数理計算上の差異	1,186
前払年金費用	△172

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	242 百万円
利息費用	33
期待運用収益	△132
数理計算上の差異の当期の費用処理額	147
確定給付制度に係る退職給付費用	290

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38.2%
株式	32.4%
生命保険の一般勘定	11.3%
その他	18.1%
合計	100.0%

(注1) その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

(注2) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託 8.7%が含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.40%
-----	-------

長期期待運用収益率	3.12%
-----------	-------

※なお、上記の他に 2016 年 3 月 31 日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 349 百万円であります。

4. 退職金前払制度

退職金前払制度の要支給額は 27 百万円であります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額	750 円 51 銭
------------	------------

1 株当たり当期純利益	15 円 76 銭
-------------	-----------

〔重要な後発事象に関する注記〕

(合併契約締結について)

当社、マックスバリュ九州株式会社（以下「MV九州」といいます。）及びイオンストア九州株式会社（以下「AS九州」といいます。）は、2018 年 10 月 10 日開催の各社取締役会決議に基づき、イオン株式会社は代表執行役の決定に基づき、当社とMV九州、AS九州との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、当社、MV九州及びAS九州は、2020 年 9 月 1 日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MV九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）と当社を吸収合併存続会社、AS九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「AS合併」といいます。）を実施することを、2020 年 4 月 10 日開催のそれぞれの取締役会にて決議し、合併契約を締結いたしました。

1. 本経営統合の目的

当社、MV九州及びAS九州の食品事業を集約することで、事業規模の拡大による更なる商品開発力や商品調達力の強化や利益率の向上が可能となること、及びローコストオペレーションを主軸とするMV九州の店内オペレーションを推進することにより、事業基盤をより強固なものへと変革いたします。

また、当社とAS九州は九州エリアで食品小売事業、非食品小売事業を運営することから親和性が高く、当社、MV九州及びAS九州の本社機能の統合や物流の共通化等、経営資源の最適化を図ることで、今まで以上に地域のお客さまの豊かなくらしに貢献できると考えております。

2. 本経営統合の方法

(1) 本合併

当社及びMV九州は、当社を吸収合併存続会社、MV九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

(2) AS九州合併

当社及びAS九州は、当社を吸収合併存続会社、AS九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

3. 本経営統合後の企業の名称

イオン九州株式会社

4. 本経営統合の日程

本基本合意書締結日（イオン九州、MV九州、A S九州）	2018年10月10日
本件取引に関する取締役会決議日 （イオン九州、MV九州、A S九州）	2020年4月10日
本合併契約及びA S九州合併契約締結日 （イオン九州、MV九州、A S九州）	2020年4月10日
定時株主総会における本合併及びA S九州合併契約承認決議日 （イオン九州）	2020年5月14日（予定）
定時株主総会における本合併契約承認決議日（MV九州）	2020年5月14日（予定）
定時株主総会におけるA S九州合併契約承認決議日（A S九州）	2020年5月14日（予定）
最終売買日（MV九州）	2020年8月27日（予定）
上場廃止日（MV九州）	2020年8月28日（予定）
本件取引の効力発生日	2020年9月1日（予定）

5. 本合併に係る事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

MV九州の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.5株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(2) 本合併比率算定に関する事項

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社はS M B C日興証券株式会社、MV九州は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンスを、それぞれ第三者算定機関として選定し、検討いたしました。

当社及びMV九州は、それぞれ、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ね決定いたしました。

(3) 本合併の吸収合併消滅会社の状況（2020年2月期）

	吸収合併消滅会社
(1) 名称	マックスバリュ九州株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐々木 勉
(4) 事業内容	スーパーマーケット事業
(5) 資本金	1,626 百万円
(6) 決算期	2月末
(7) 売上高	182,627 百万円
(8) 当期純利益	1,228 百万円
(9) 純資産	15,305 百万円
(10) 総資産	41,261 百万円

6. A S九州合併に係る事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

A S九州の普通株式1株に対して、当社の普通株式2,262株を割当て交付いたします。

なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(2) 本合併比率算定に関する事項

当社及びA S九州は、相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねるとともに、当社の第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社による算定結果を参考にして決定いたしました。

(3) A S九州合併の吸収合併消滅会社の状況（2020年2月期）

	吸収合併消滅会社
(1) 名称	イオンストア九州株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平松 弘基
(4) 事業内容	衣料品、食料品、住居余暇商品等の小売事業
(5) 資本金	10 百万円
(6) 決算期	2 月末
(7) 売上高	46,032 百万円
(8) 当期純損失	2,462 百万円
(9) 純資産	8,194 百万円
(10) 総資産	22,209 百万円

7. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定です。